

5

入居中の各手続き

入居中に次のようなことがある場合は、公社等へ申し出て、手続きを行ってください。

手続きを怠りますと不利益を受けることがありますので、くれぐれもご注意ください。

■入居者異動届

次のようなときは、14日以内に入居者異動届を公社等まで提出してください。

- ① 出生により家族が増えたとき。
- ② 同居の親族が転出されたりまたは亡くなったとき。
- ③ 入居者・同居者の方が入居後、結婚または離婚等により、氏名が変わったとき。

■同居承認申請

入居者の皆さんが、新たに親族の方を同居させたい場合には、この申請を行い承認を受ける必要があります。承認できる範囲が限られてい

ますので、公社等へご相談ください。

■収入区分更正申請

退職等により世帯収入に大幅な減少があった場合は、この手続きを行うことにより、収入区分が変更となり、家賃が変更されることがありますので、公社等にご相談ください。

■承継入居承認申請

入居名義人が亡くなったり、または離婚等により同居の親族を残して退去した場合は、この手続きを行い、承認を受けることにより同居の親族（原則として入居名義人の配偶者）の方が名義人となり、引き続き入居することができますので、公社等へご相談ください。

ただし、承認できる範囲が限られています。

●ご注意

入居名義人が自分の都合で転出した場合には、承継は認められません。（持家を購入した場合など。）



■連帯保証人変更申請

連帯保証人（入居時に提出していただく請書に署名、なつ印をいただいた2名の方です。）は、入居者が家賃を滞納した場合などに、入居者にかわって家賃をお支払いいただく方です。

連帯保証人の方が、死亡などにより変更を生じた場合は、すみやかに入居名義人から申請を行ってください。

また、連帯保証人の住所、氏名、勤務先に異動があったときは届け出てください。

■一時不使用届

(しばらく留守にするとき)

長期間の旅行や出張などにより、15日間以上、住宅を使用しないときは、事前に届け出てください。

届出を怠ったまま長期間不在にしたときは、無断退去または住宅不使用として、入居の許可を取り消すことがありますのでご注意ください。